

## 大槌町母子訪問指導実施要領

### (目的)

第1条 母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進のため、適切な訪問指導を実施することにより、母子保健の向上を目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、大槌町とする。

### (対象者の把握)

第3条 町長は、妊娠届出、出生届出、低体重児出生届（別記様式）、健康診査等を通じて訪問指導を必要とする者を把握する。

2 町長は、出生体重が2,500g未満の未熟児が生まれた場合、速やかに低体重児の届出が行われるよう、妊婦に対する指導を行うほか、医療機関等との連絡調整を密にし、未熟児の早期発見に努めるものとする。

### (訪問指導の実施)

第4条 訪問指導は、保健師、栄養士等が実施する。

2 訪問指導回数は、妊娠期、産褥期、新生児（未熟児含む）または生後4か月に至る前までの各時期にそれぞれ1回は実施するものとする。ただし、里帰り出産等で長期に町外に滞在している者については、この限りではない。

3 前項に掲げるものの他、必要に応じて訪問指導を実施するものとする。

### (訪問指導の内容)

第5条 訪問指導の内容は、別表に定める。

2 別表に定めるものの他、健康診査等で訪問指導が必要と認められた者に対しては、訪問指導を実施する。

### (訪問指導の事業指導)

第6条 訪問指導の結果、疾病または異常を発見した場合には、医療機関を受診させるなど、必要な対策を講ずるものとする。

### (記録の整備)

第7条 母子健康カードに訪問時の状況、指導内容等の必要事項を記入し保管する。なお、訪問時には、母子健康カードへの記入とともに、母子健康手帳に必要な事項を記入するものとする。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

別表（第5条関係）

<p>妊産婦に対する訪問指導の内容 問診</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 妊娠、分娩及び産褥における健康状態</li> <li>(2) 家族の健康状態</li> <li>(3) 妊産婦の既往歴</li> <li>(4) 妊産婦の現症</li> <li>(5) 妊産婦の家庭環境等</li> <li>(6) 産後うつに関するスクリーニング</li> </ul>
<p>妊産婦に関する訪問指導の内容 指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康診査の励行</li> <li>(2) 妊娠、分娩、産褥及び育児に関する知識</li> <li>(3) 流・早産、妊娠高血圧症候群等の早期発見</li> <li>(4) 生活環境</li> <li>(5) 乳房及び乳首の手当</li> <li>(6) 産後うつについて</li> <li>(7) 家族計画等</li> </ul>
<p>新生児（未熟児含む）及び乳児に 関する保健指導の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 発育および発達</li> <li>(2) 栄養方法及び乳房管理</li> <li>(3) 清潔及び衣類</li> <li>(4) 生活環境</li> <li>(5) 感染防止</li> <li>(6) 事故予防</li> </ul>